

国民年金

保険料が改定!!

国民年金は、加入者が老齢になったり、障害が発生したり、母子世帯になったときに年金を支給して、生活の安定をはかることを目的としています。

年金の財源は、加入者が払う保険料と国の負担金などによってまかなわれていますが、年金制度を健全に発展させるためには、年金の水準に見合う保険料をおさめていただくことが必要です。



産業の振興をめざして

「第4回工業展」

市民の皆さんに地域産業を理解してもらい、地元への労働者の定着化を図る目的で四年前にスタートした工業展が4月13日～15日の3日間文化会館において開催されました。

会場には、市制30周年協賛行事ということから、昨年を上回る67事業所（機械金属、プラスチック関係、繊維、木工関係）と都留能力開発センター、谷村工業高校などから千数百点に及ぶ作品が展示されました。

訪れた人が立ち止まっては、係員の説明を熱心に聞くといった光景も見られました。

繊維関係の展示場は、各事業所ともディスプレイに趣向を凝らし、現代感覚で伝統的な織物を違和感なく展示していたことが印象的でした。

また、機械金属、プラスチック関係の展示場には、メカトロニクス、エレクトロニクスといった言葉に代表されるような先端技術の洗礼を受け作られた製品、部分品からサウナぶろといったものまでが展示されており、市内で作られる物の幅広さには驚くばかりでした。

そのほか、木工関係では熟練した職人が手掛けた幾何学的文様をほどこした細工物などが展示され、文化会館を工業展一色に塗りつぶした3日間でした。

福祉事務所から

児童手当を

受給されている方へ

児童手当を受給されている方は、毎年一回六月中に「児

国民年金では、加入者の急激な負担の増加をさけるために、保険料をだんだん引上げることとしており、このため四月から月に六、二二〇円になりました。

保険料納付などくわしくは市民課年金係(☎三一一一一内線二四五)へお問い合わせ下さい。

童手当現況届」を市に提出しなければなりません。

これは、受給者の前年の所得、養育等毎年六月一日の状況を確認して、今年の六月から引き続き、児童手当の支給を受けることができるかどうかを見る大切な届けです。必ず期日までに提出して下さい。もし、この期間内に届け出がない場合は、支給要件にあてはまっていても、六月以降の児童手当の支給を受けることができなくなります。

「特例給付」

昭和五十七年六月から、昭和六十年五月までの三年間の臨時的な特例措置ですが、児

童手当を受けられない被用者(厚生年金等に加入している人)または公務員、公共企業体の職員については、その人の前年の収入が一定の額に満たないときは「特例給付」が支給されますので、三人以上の児童がいて、今まで認定請求して却下された被用者も申請してみてください。

届き出の際、持参していた

- 一、印鑑
- 二、保険証
- 三、年金加入証明

なお、児童手当受給中につきのような変更があった場合は、十四日以内に手続きをし

て下さい。

- 住所が変わったとき
- 公務員又は公共企業体の職員になったとき
- 受給者が死亡し、そのときまでの分の児童手当がまだ支払われていないものがあるとき
- 子の出生により支給要件児童が増加したとき
- 支給要件児童が十八歳になったとき

諸用紙は市福祉事務所にあります。受給者には諸用紙を送付いたします。所要事項を記載し届け出をお願いします。問い合わせは、市福祉事務所(☎三一一一一内線二七七八)

受給者証を

新しいものに!

母子家庭の方には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三十日までとなっています。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを、六月中にして下さい。手続きには、保険証と印鑑が必要です。問い合わせは、市福祉事務所(☎三一一一一内線二七七八)